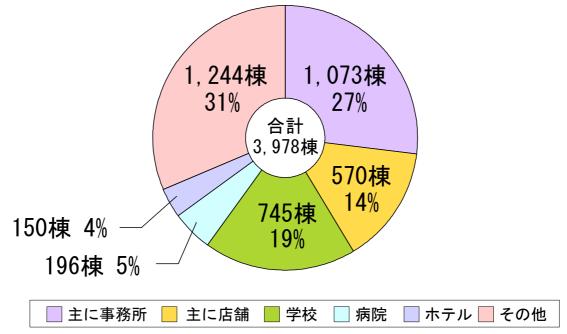
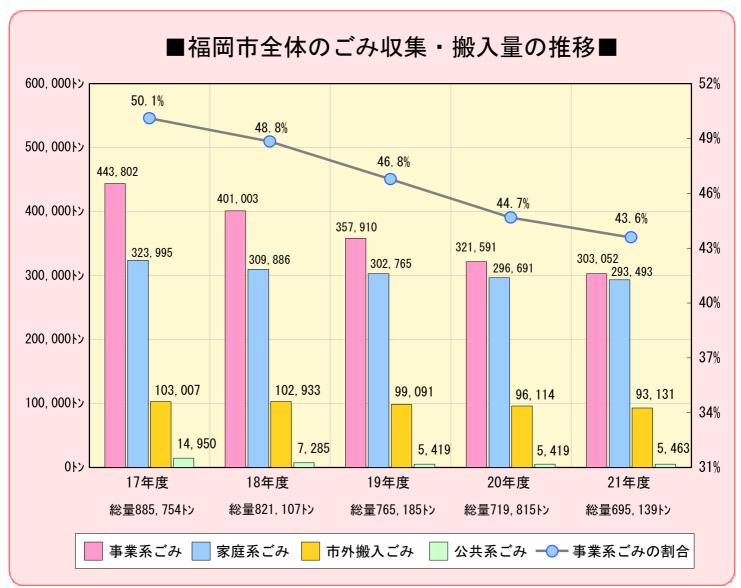
「廃棄物の減量等に関する計画書」から見る、平成21年度実績データ (平成22年8月末 提出分まで集計)

■特定事業用建築物の用途別棟数と割合■





はじめに

地球環境の保全や限りある資源の有効活用、さらには省資源・省エネルギーなどの観点から、ごみの発生量抑制や資源回収の徹底による循環型の社会づくりが時代の要請となっております。

平成12年以降「循環型社会形成推進基本法」や「食品リサイクル法」など各種リサイクル法が一体的に整備され、これにより「排出者責任」や「拡大生産者責任」などが規定され、事業者の役割が明確化されました。

また、平成15年には廃棄物処理法が改正され、排出事業者の責任が大幅に強化されるなど、ごみ減量・リサイクルについての事業者の責務は大きくなっております。

さらに、平成19年には食品リサイクル法の一部が改正され、食品関連事業者に対する指導 監督の強化と、再生利用等の取組みの円滑化措置が講じられたところです。

本市においては、事業系ごみは全体の約半分を占め、その減量・リサイクルは重要な課題となっております。

このため、平成16年12月に「循環のまち・ふくおか基本計画」を策定し、循環型社会を構築するために、事業系ごみ量については、平成27年度までに平成14年度に対し16%(市内全体では10%)削減する数値目標を定めるなど、取組みを強化しているところです。

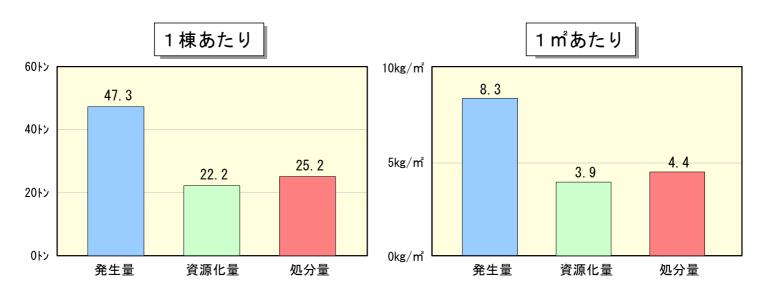
その一つとして、廃棄物減量等推進責任者の選任と廃棄物の減量等に関する計画書の提出や減量の取組みを所有者等に義務づけしている「特定事業用建築物」の基準を、平成17年度から「事業の用途に供する建築物の延床面積が3,000㎡以上」から「同1,000㎡超」に改め、対象となる建築物の範囲を拡大し、更なる事業系ごみの減量・リサイクルを進めております。

事業者の皆様におかれましては、今後とも廃棄物減量等推進責任者を中心とした、ごみの発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、資源回収・再生品の利用促進(リサイクル)の取組み強化により、一層のごみ減量をお願いいたします。

この冊子は特定事業用建築物から提出された「廃棄物の減量等に関する計画書」のデータを取りまとめ、今後のごみ減量やリサイクルの参考としていただくために作成したものです。 皆様が提出された「計画書」と比較していただき、今後の更なる取組み目標の設定やステップアップのためにご活用くださいますよう、お願いいたします。

■ごみの発生量、資源化量と処分量■





■品目別の資源化量と処分量■



■品目別の資源化率■



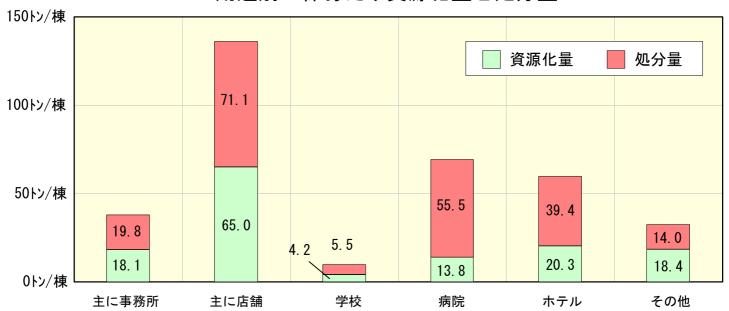
■用途別の資源化量と処分量■



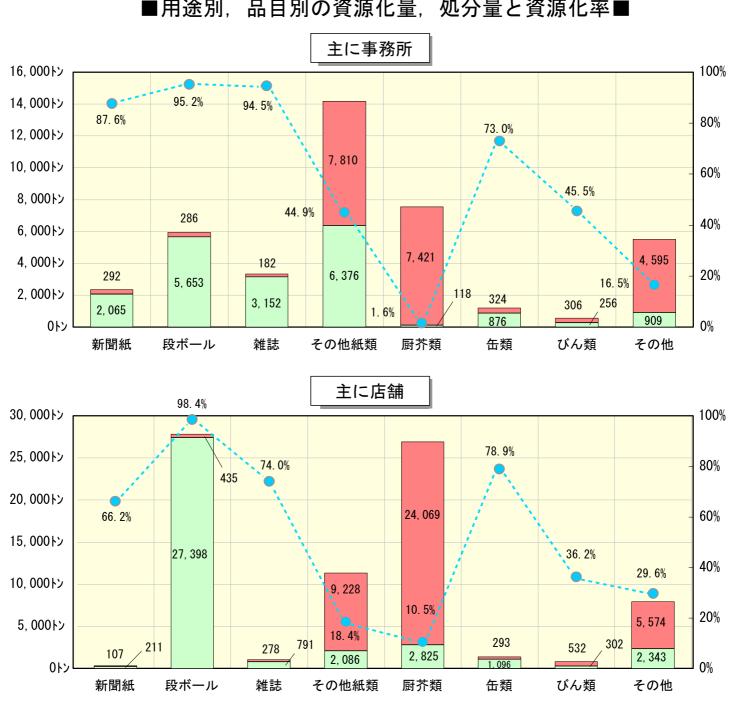
■用途別の資源化率■



■用途別1棟あたり資源化量と処分量■



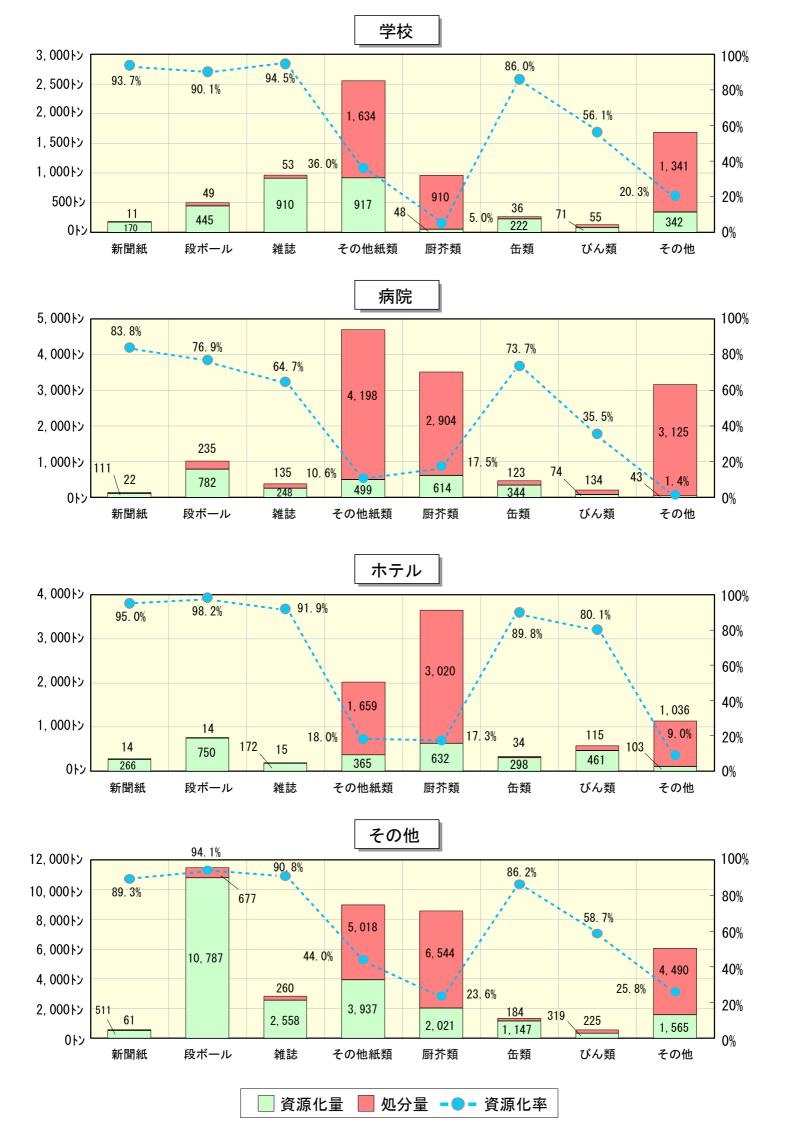
品目別の資源化量, 処分量と資源化率■ ■用途別.



資源化量

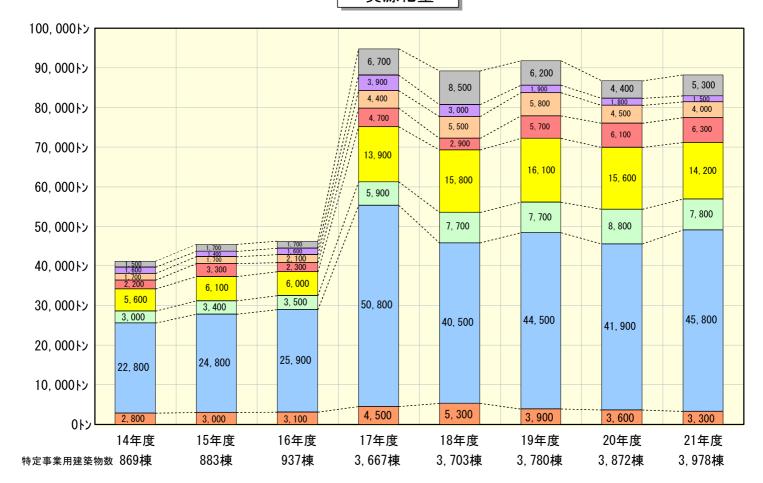
処分量

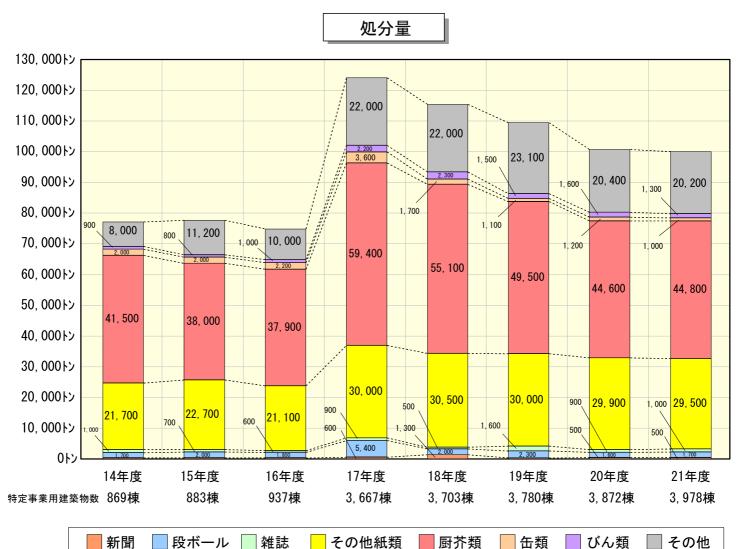
資源化率



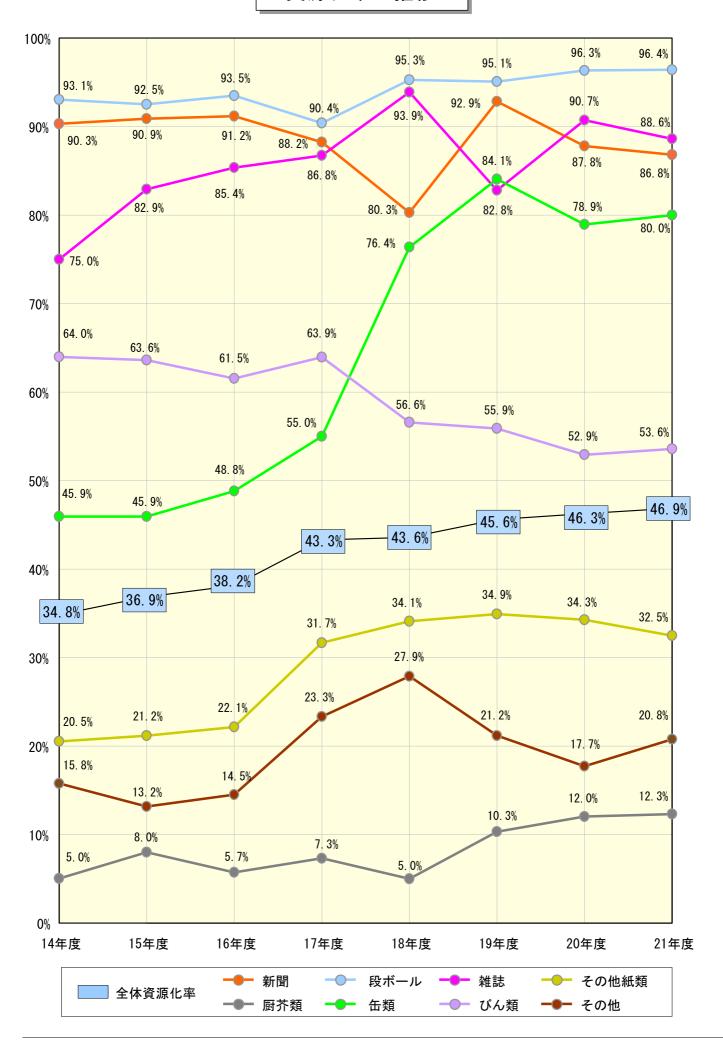
■年度別の推移■

資源化量





資源化率の推移



作成: 福岡市環境局循環型社会推進部事業系ごみ対策課 Tel: 092 (711) 4039